



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年7月13日(金) 第9616号

目次

| | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○道路の区域変更(道路管理課) | 2 |
| ○道路の供用開始(同) | 2 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) | 3 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○政治団体の名称等 | 3 |
| ○政治団体の異動事項 | 4 |
| ○政治団体の解散届出 | 5 |
| ○資金管理団体の名称等 | 5 |
| ○資金管理団体の異動事項 | 6 |
| 入 札 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施(中央児童相談所) | 6 |

■ 告 示

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|-------|-------------------------------|--------|-----------|--------|
| 県道 | 太田境東線 | 太田市西野谷町93番の2地先から同市同167番の2地先まで | 前 | 8.4～9.3 | 217.4 |
| | | | 後 | 8.9～14.3 | 217.4 |

◎群馬県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|-------------------------------|------------|
| 県道 | 太田境東線 | 太田市西野谷町93番の2地先から同市同125番の4地先まで | 平成30年7月13日 |

◎群馬県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道事業 伊勢崎公共下水道（東毛流域関連公共下水道）
- 3 事業施行期間 平成14年6月18日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 汚水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

(2) 雨水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年7月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年7月3日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬社会福祉評価機構
- 3 代表者の氏名 小池庸生
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県内において、中立公正な立場で福祉サービスの第三者評価事業及び介護サービス情報の公表に係る調査事業を行い、その結果等を一般県民に対して公表することにより、福祉サービスの選択に資すること及び福祉サービス事業者の質の向上に寄与することを目的とする。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年7月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|---------|------------|----------|---------------|
| | 届出年月日 | | |
| 外丸茂樹後援会 | 関裕司 | 関清孝 | 吾妻郡中之条町市城1199 |
| | 平成30年6月12日 | | |

| | | | |
|----------|------------|------|-------------|
| 平井れいこ後援会 | 平井玲子 | 平井大樹 | 館林市松沼町26-13 |
| | 平成30年6月25日 | | |
| 松浦武志後援会 | 松浦武志 | 後藤好直 | 太田市スバル町1番1号 |
| | 平成30年6月1日 | | |

◎群馬県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年7月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------------|------------|----------------|---------------|------------|
| 国民民主党群馬県太田市支部 | 政治団体の名称 | 国民民主党群馬県太田市支部 | 民進党群馬県太田市支部 | 平成30年6月15日 |
| 国民民主党群馬県第2区総支部 | 政治団体の名称 | 国民民主党群馬県第2区総支部 | 民進党群馬県第2区総支部 | 平成30年6月11日 |
| 国民民主党群馬県第4区総支部 | 政治団体の名称 | 国民民主党群馬県第4区総支部 | 民進党群馬県第4区総支部 | 平成30年5月21日 |
| 自由民主党群馬県栄養士連盟支部 | 主たる事務所の所在地 | 太田市八幡町23-29 | 前橋市宮地町347-3 | 平成30年6月20日 |
| | 代表者の氏名 | 黒岩董子 | 細野美枝子 | 平成30年6月20日 |
| | 会計責任者の氏名 | 山室沙由里 | 高橋絹枝 | 平成30年6月20日 |
| 自由民主党群馬県鍼灸マッサージ師支部 | 会計責任者の氏名 | 新藤稔 | 金子正夫 | 平成30年6月12日 |
| 立憲民主党群馬県連合 | 主たる事務所の所在地 | 前橋市大手町3-1-10 | 伊勢崎市宮子町3410-3 | 平成30年6月4日 |

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|----------|------|------|------------|
| 吾妻郡医師連盟 | 代表者の氏名 | 関谷務 | 櫻井慶一 | 平成30年5月30日 |
| | 会計責任者の氏名 | 三村松夫 | 布施正博 | 平成30年5月30日 |

| | | | | |
|--------------------|------------|----------------|-----------|----------------|
| 大林裕子後援会 | 代表者の氏名 | 渡辺俊治 | 高橋正二 | 平成30年 6月10日 |
| 群馬県介護福祉施設の会 | 政治団体の名称 | 群馬県介護福祉施設の会 | 介護福祉施設の会 | 平成30年 6月20日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 桐生市川内町5-579-10 | 前橋市亀里町773 | 平成30年 6月20日 |
| | 代表者の氏名 | 古谷忠之 | 羽鳥守 | 平成30年 6月20日 |
| | 会計責任者の氏名 | 村上忠明 | 島田和佳 | 平成30年 6月20日 |
| 群馬県生活衛生同業組合連合会政治連盟 | 会計責任者の氏名 | 神林尚 | 小林信吾 | 平成30年 6月11日 |
| 群馬県美容政治連盟 | 会計責任者の氏名 | 新井俊次 | 石川實 | 平成30年 5月28日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年7月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------|--------|-----------|
| 民進党群馬県館林市支部 | 渡辺充徳 | 平成30年6月4日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|------------|
| 金井康行後援会 | 小井土文雄 | 平成30年5月12日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年7月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|----------|-----------|-------------|-------------|
| 高橋宜隆 | 伊勢崎市議会議員 | 高橋宜隆後援会 | 伊勢崎市寿町60-2 | 平成29年12月25日 |
| 平井玲子 | 館林市議会議員 | 平井れいこ後援会 | 館林市松沼町26-13 | 平成30年6月25日 |
| 松浦武志 | 太田市議会議員 | 松浦武志後援会 | 太田市スバル町1番1号 | 平成30年5月31日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年7月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|-------|---------|------|------------|
| 黛憲治 | 黛憲治後援会 | 公職の種類 | 安中市議会議員 | 安中市長 | 平成30年6月29日 |

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年7月13日

群馬県中央児童相談所長 松場敬一

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県中央児童相談所児童一時保護所等調理業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年10月1日から平成33年9月30日まで
- (4) 履行場所 群馬県中央児童相談所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年7月23日（月）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年8月13日（月）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県中央児童相談所企画調整係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 過去5年以内に、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校、病院において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。
- (9) 過去5年間に於いて、食中毒を起こしたことがないこと。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2166 群馬県前橋市野中町360番地1 群馬県中央児童相談所 担当 野中博幸 電話027-261-1000
- (2) 入札説明書の交付方法 平成30年7月17日（火）から同月31日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年8月17日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年8月15日（水）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第

1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「児童一時保護所等調理業務委託の入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月24日(金)午前10時 群馬県中央児童相談所一時保護所多目的室兼会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月22日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県中央児童相談所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「児童一時保護所等調理業務委託入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Keiichi Matsuba, Director of the Gunma Chuo Child Guidance Office

(2) Nature and quantity of the services to be required: Prepared food service for temporary shelter of Gunma Chuo Child Guidance Office

(3) Fulfillment period: From October 1, 2018 to September 30, 2021

(4) Fulfillment place: Gunma Chuo Child Guidance Office

(5) Dates of issue for tender documents: From July 17, 2018 to July 31, 2018

(6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Wednesday, August 15, 2018 at 5:00 p.m.

(7) Bidding deadline: Friday, August 24, 2018 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Wednesday, August 22, 2018 at 5:00 p.m.)

(8) For further details, please contact: Hiroyuki Nonaka, Planning and Adjustment Group of Gunma Chuo Child Guidance Office. 360-1, Nonaka-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2166, Japan, TEL 027-261-1000 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
